

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和六年一月十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年七月五日奈良県指令建第一一〇一三二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年一月九日建第一〇二四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大西五四三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字岡四五番地の一

小西健允